

秋田市市街地再開発事業補助金交付要綱

〔令和元年9月4日〕
市長決裁

秋田市市街地再開発事業補助金交付要綱（令和元年9月4日市長決裁）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市における土地の合理的かつ健全な高度利用および都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与するため、市街地再開発組合等が行う市街地再開発事業に対し、市の予算の範囲内で秋田市市街地再開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する事業で、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「国の交付金要綱」という。）の規定に適合するものをいう。
- (2) 施設建築物 市街地再開発事業によって建築される建築物をいう。
- (3) 施行者 市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、特定建築者および再開発準備組織で、国の交付金要綱第3第4号に規定する交付金事業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次条に規定する事業の施行者とする。ただし、施行者、施行者の役員又は施行者の経営に事実上参加している者に次の各号のいずれかに該当する者が含まれる場合は、この限りでない。

- (1) 集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 市税を滞納している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日内閣総理大臣認定）において中心市街地活性化基本計画区域に設定された区域であって、土地の有効利用および良好な市街地の環境の形成を図ることが必要であると市長が認める区域において施行する市街地再開発事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国の交付金要綱において補助対象とされる経費とする。ただし、消費税および地方消費税相当額については、この限りでない。

2 施行者のうち再開発事業準備組織に係る補助対象経費は、前項に規定する経費のうち事業計画の作成に要する費用のみとする。

(補助率および補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

2 補助金の額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(一括設計審査)

第7条 建設工事が複数年度にわたる市街地再開発事業の施行者が補助金の交付を受けようとする場合は、初年度の補助金の交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、一括設計審査（全体設計）申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第2号）を作成し、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合は、交付の目的を達成するために必要な限度において条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条の通知書を受理した者（以下、「補助事業者」という。）は、その補助金の交付決定又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までに、書面により補助金交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにした書類および帳簿を作成し、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の完了後10年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年建設省発第74号。以下「残存物件の取扱い」という。）第1項第1号および第2号に規定する備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の名称、購入年月日、数量、価格、購入先等を明らかにしておかなければならない。

(経費の配分の変更等)

第12条 補助事業者は、第5条に規定する経費のうち、調査設計計画、土地整備および共同施設整備の間で経費の配分の変更を行う場合は、経費の配分変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業内容の変更)

第13条 補助事業者は、補助金の額の変更を伴わないで、かつ、次に掲げる事業の内容を変更しようとする場合は、事業内容変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業を施行する区域

(2) 施設建築物の位置、構造および工法ならびに規模の変更

(3) 前2号に掲げる事業の内容以外の内容

2 補助事業者は、前項の事業の内容の変更に伴い補助金の額を変更しようとするときは、前項の申請書と併せて補助金交付変更申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第8条の申請書に記された期日までに補助事業が完了しないときは、速やかに、完了期日変更報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、第9条の規定による補助金の交付決定後において、補助事業の全部又は一部中止又は廃止をしようとするときは、事業の全部又は一部中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の状況について、毎会計年度毎月（事業完了月を除く。）ごとに事業進捗状況報告書（様式第9号）を、毎会計年度各四半期（第4四半期を除く。）ごとに事業遂行状況報告書（様式第10号）を、それぞれ当該期間経過後5日までに市長に提出しなければならない。

（段階確認）

第16条 補助事業者は、補助事業が別表に定める段階に達するごとに、その10日前までに段階確認依頼書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の依頼書の提出があった場合は、段階ごとに現地調査および書類審査を行うものとし、その内容に支障がないと認めるときは、段階確認結果通知書（様式第12号）により補助事業者の結果を通知するものとする。

（実地検査および遂行命令等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行い、もしくは報告を求め、又は職員に対し当該事業の施行区域、関係書類等を実地において検査させ、もしくは必要な指示をすることが

できる。

2 市長は、前2条および前項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、報告、確認又は検査により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、期日を指定し、これに従って事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（事業完了実績報告書）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、事業完了実績報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、当該事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日が属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。ただし、期限までの提出が困難であると認められる特別の事情がある場合は、市長が別に定める日とする。

3 補助事業者は、補助事業が翌年度にわたる場合は、補助金の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに事業年度終了実績報告書（様式第14号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第19条 市長は、前条第1項の報告書の内容の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は第9条第1項の通知書による補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件その他関係法令もしくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。前条の規

定により補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第21条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 市長は、第19条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、補助金返還命令書（様式第17号）により補助事業者に通知しなければならない。

- 4 第1項および第2項の補助金の返還の期限は、前項による通知を行った日から起算して15日とする。

（是正のための措置）

第22条 市長は、第16条に規定する段階確認および第17条に規定する検査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、期日を指定してこれらに適合させるための措置を補助事業者に命ずることができる。

（補助金の交付）

第23条 市長は、第19条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者からの補助金請求書（様式第18号）に基づき補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、補助金の額確定前に、概算払又は前金払をすることができる。

- 3 前項の概算払又は前金払ができる補助金の種類および額は、次に掲げるとおりとし、補助金概算払（前金払）申請書（様式第19号）に補助金請求書を添えて申請するものとする。

(1) 事業計画作成費にあっては、交付決定額の2分の1以内の額

(2) 土地整備および共同施設整備に要する費用にあつては、事業費の10分の5以上の出来高に対する交付決定額の10分の9以内の額（当該年度の補助対象事業費の一部を次年度に繰り越す場合、交付する補助金の額は、交付決定額から繰越額を控除した額）

（仮設店舗等の管理および処分）

第24条 補助事業により仮設店舗等を設置する補助事業者（以下「設置者」という。）は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

2 仮設店舗等の年割使用料に係る限度額は、次の算式により求める。

（仮設店舗等設置費－補助金相当額）÷耐用年数＝限度額

3 設置者は、仮設店舗等の使用に関し、その入居者から敷金、権利金その他の金品（使用料を除く。）を徴収し、又は入居者に不当な義務を課してはならない。

4 設置者は、仮設店舗等の管理状況を、毎年度末に市長に提出しなければならない。

5 設置者は、使用計画期間を経過したときは、速やかに仮設店舗等を撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

6 設置者は、特別の事情により仮設店舗等を引き続き管理することが不適当と認められるときは、市長の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、市長の承認を得ることを要しない。

7 耐用年数を経過する前に仮設店舗等を撤去しようとするときは、設置者は、残存価額（仮設店舗等の建設に係る補助対象経費に対し、残存価額率（残存物件の取扱いについて別表第1）に規定する残存価額率を乗じた額）に第6条に規定する補助金の額の決定の割合を乗じて得た額を返還しなければならない。

（事業の運営）

第25条 補助事業の運営は、国の交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16-(1)に定める

ところにより行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第26条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸付けし、もしくは担保に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の秋田市市街地再開発事業等補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた市街地再開発事業等の施行者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 段階確認（要綱第16条関係）

	段階	
第1回	建築工事基礎配筋完了	
第2回	鉄筋コンクリート造建築工事	最上階柱、梁、床版配筋完了
	鉄骨造建築工事	最上階建方完了
	木造建築工事	屋根葺完了